

○西中総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員に御出席いただいております。

以降の会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いします。よろしくお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第173回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は2つございます。

議題1「令和2年度年次報告（案）について」、議題2「令和3年度個人情報保護委員会活動方針（案）について」、これらは相互に関連しますので、一括して取り扱いたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「令和2年度年次報告（案）について」、御説明いたします。

年次報告につきましては、個人情報保護法第79条におきまして、「委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない」と規定されていることを踏まえ、資料のとおり取りまとめているものでございます。

内容について御説明させていただきます。

資料1-1が概要資料でございまして、資料1-2が本体資料になります。

本日は、資料1-1を基に御説明いたしますが、適宜資料1-2の関係部分を御覧ください。

資料1-1の概要資料は、本体資料の第2章、令和2年度の委員会の所掌事務の処理状況の内容について、大きく5つの項目に分けて取りまとめております。

資料の1ページ目になります。

1つ目の項目は、「個人情報保護法等に関する事務」でございます。

一番上の「いわゆる3年ごと見直し」に係る取組としては、まず、昨年6月に個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆる令和2年改正法が公布されました。そして、その公布を受けて、政令等の検討を行い、本年3月に政令及び規則を公布しました。

次に、2番目の「個人情報保護制度の一元化」については、「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」と「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」へ鋭意参画するとともに、委員会としても、「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」を開催しました。

その後、検討が重ねられまして、個人情報保護法の一部改正を含む、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案として、今年の2月に閣議決定され、第204回国会に提出されました。

続きまして、「個人情報保護法に基づく監督等」に係る取組としては、多数の個人データをウェブサイトにて違法に掲載していた事業者に対して、当該ウェブサイトを直ちに停止

するよう命令を行ったほか、LINE社等へ立入検査を実施しました。また、漏えい等報告の受付や報告徴収等については記載のと通りの件数を実施しました。

「個人情報保護法等に基づく個人情報等の利活用等」に係る取組としては、昨年4月にPPCビジネスサポートデスクを開設しまして、相談受付を行いました。

資料の2ページ目を御覧ください。

2つ目の項目は、「マイナンバー法に関する事務」でございます。

まず、「マイナンバーの適正な取扱いに関する監視・監督」に係る取組としては、令和2年度のマイナンバー法の改正を受けまして、本年3月に「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則の一部を改正する規則」を公布しました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、電話又はメールでのコミュニケーションなどの手法を活用した「オフサイト・モニタリング検査」を実施しました。

そして、漏えい等報告の受付や指導・助言などについて、記載のと通りの件数を実施しました。

次に、「特定個人情報保護評価」に係る取組としては、2つ目の事項でございますが、特定個人情報保護評価指針の再検討を行いまして、「重要な変更」の対象範囲を明確化する等の見直しを行いました。

資料の3ページ目を御覧ください。

3つ目の項目は、「国際協力」でございます。

1番目の「信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組の推進」につきましては、欧州と米国の関係機関、それぞれと二者間による対話を実施しました。また、OECDプライバシーガイドラインの見直しプロセスについては、委員会が行った提案に基づきまして、データローカライゼーション及び無制限なガバメントアクセスという2つの論点について議論を推進しました。

また、2番目の「国際会議への出席等」の項目で記載しましたとおり、APPAフォーラムをはじめ、様々な国際会議に参加しました。

3番目の「地域別対話」に係る取組としましては、特にEUとは、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みのレビューに関する作業を行いました。

その他、国際協力に係る取組としまして、一番下の項目で記載しておりますが、EUのGDPRなど、諸外国・地域における個人情報の保護に関する情報を委員会ウェブサイトを提供しました。

資料の4ページ目を御覧ください。

4つ目の項目は、今年度新しく立てた項目でございますが、「新型コロナウイルス感染症に係る対応」でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした個人データの取扱いや、事業者等においてテレワーク等を活用する場合のマイナンバーの取扱い等について、委員会ウェブサ

イトに掲載するなど、委員会としても様々な取組を行いました。

最後に、5つ目の項目になります、「個人情報保護法、マイナンバー法等に共通する事務」でございます。

まず、「相談受付」に係る取組としまして、昨年9月からチャットボットサービスの運用を開始しました。

次に、「広報・啓発」に係る取組としまして、Privacy Awareness Weekにおける広報活動や、中小規模事業者向けに「個人情報の取扱いに関するヒヤリハット事例」などの動画の作成、公開を行いました。

内容については以上となります。本日、御了承いただけましたら、今後、閣議請議等の手続を経て、国会へ報告の上、公表させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

引き続き、議題2の説明をお願いいたします。

○事務局 「令和3年度個人情報保護委員会活動方針（案）について」、御説明します。

資料2-1が概要、資料2-2が本文となっております。本日は、資料2-1に沿って御説明しますが、適宜資料2-2の関係部分を御覧ください。

活動方針（案）の構成といたしましては、例年と同様、前半に令和2年度における委員会の取組を記載し、後半に令和3年度の取組を記載しております。

前半部分につきましては、議題1の年次報告（案）の内容を要約して記載しておりますので、詳細な説明は割愛させていただきます。

資料の下半分に、「令和3年度における委員会の取組の基本的な考え方」を記載しております。個人情報保護法関係といたしましては、個人情報保護法等改正法の円滑な施行に向けて、ガイドライン等の整備を進めるとともに、周知広報に積極的に取り組むこと、デジタル社会形成整備法の円滑な施行に向けて、委員会の体制強化と更なる専門性の向上を図るとともに、政令・規則・ガイドライン等の整備を進めること、国内外の事業者に対して、適切かつ効率的・効果的な監督を行うこととしております。

マイナンバー法関係といたしましては、これまでの監視・監督活動を通じて蓄積したノウハウをいかし、指導・助言等を行うこととしております。

また、国際協力として、米国・EUを中心とした関係各国との対話や連携を一層推進するとともに、国際会議における発信を積極的に進めること、諸外国のデータ保護機関等とのネットワークを更に強化することとしております。

資料の2枚目には、「令和3年度における委員会の具体的な取組」を記載しております。

「個人情報保護法関係」といたしましては、改正個人情報保護法の円滑な施行に向け、ガイドライン等の整備を進めるほか、個人情報保護制度の一元化に係る整備法の円滑な施行に向け、行政機関・学術研究機関等への周知や、政令・規則等の迅速な整備に取り組んでまいります。

また、監督活動につきましては、漏えい等事案に対する迅速な初動対応と適切な助言等を行ってまいります。

さらに、P P Cビジネスサポートデスクにおける相談支援対応や、認定個人情報保護団体向けのガイドラインの策定・周知にも取り組んでまいります。

次に、「マイナンバー法関係」といたしましては、マイナンバーに関する検査団体数を更に増やし、レビュー検査により一層注力した監視・監督活動を行っていくほか、特定個人情報保護評価に係る全項目評価書の審査・承認や、独自利用事務の情報連携の活用促進等に取り組んでまいります。

次に、「国際協力」につきましては、信頼性のある個人データ流通のため、日米欧における枠組み構築を先駆的に進めるほか、O E C Dプライバシーガイドラインに係る国際的な議論を主導してまいります。

さらに、国際会議等への参画や、個人データ移転の枠組みの更なる発展に向けた関係各国との対話を引き続き積極的に行ってまいります。

最後に、「共通事項」です。

新型コロナウイルス感染症に係る対応として、国民の疑問に答えるべく、委員会ウェブサイトにおいて適時適切な発信を行います。また「個人情報を考える週間」を設定し、広く国民に広報を行うほか、A I等を活用したチャットボットサービスの運用により、国民の利便性の向上につなげます。

そのほか、情報セキュリティや法執行等の知見を有する人材の継続的な確保及び育成に取り組んでまいります。

御説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、議題1、議題2とも御質問・御意見をお願いいたします。

高村委員。

○高村委員 いわゆる3年ごと見直しとして、令和2年改正法が成立したこと、また、個人情報保護制度の一元化について、タスクフォースでの検討から令和3年改正法案の成立まで至ったことは、令和2年度及び令和3年度の大きな成果と言えます。

しかし、同時に、委員会の役割と責任はますます大きくなりました。委員会としては、個人情報保護制度の適切な運用に一層努めるとともに、より良い制度の実現に向けた取組を今後も継続的に行うことが必要です。当面は、令和2年改正法の円滑な施行に向け、ガイドライン等の整備に継続的に取り組むことが必要です。

また、一昨日ではありますが、5月12日に成立した令和3年改正法についても、その円滑な施行に向け、政令・規則・ガイドライン等の整備に迅速に取り組まなければなりません。併せて、これらの改正法の内容について、国民に分かりやすい形で積極的に周知・広報を行うことが重要と考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他には。

加藤委員。

○加藤委員 説明、ありがとうございました。

多数の破産者等の個人情報をウェブサイト違法に掲載した者に対し、命令を行った事案や、LINE社への立入検査など、令和2年度においても積極的な監督活動を行ったと考えております。

令和3年度は、引き続き効率的かつ効果的な監督活動を実施し、これまで培ったノウハウを令和4年度からの公的部門に対する監視活動にいかしていくことが重要であると考えております。

以上であります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか。

浅井委員、お願いします。

○浅井委員 説明、どうもありがとうございました。

新型コロナウイルス感染拡大は、発生以来、いまだ収束が見通せない状況であります。このコロナ禍においても、委員会は国際協力に関して積極的に取り組んでまいりました。

信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けて、会議を重ねてまいりました。

オンライン形式ではございますが、欧州及び米国関係機関との対話を実施し、また、OECDプライバシーガイドラインの見直しプロセスにおける議論に参画し、議論を主導してまいりました。

令和3年度においても、関係各国との戦略的な対話や連携を一層推進することはもとより、国際会議の場において、委員会としての発言を更に積極的に行っていくべきであると考えております。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

年次報告につきましては、年々委員会の活動が充実してきていると認識しており、ひとえに委員の皆様、事務局の皆さんの御尽力の賜物であると感謝を申し上げたいと思います。

とりわけ、令和2年度は、委員会として初めての3年ごとの見直しがあり、更に個人情報保護制度の一元化の進展など、まさに歴史的な1年であったと思っております。

そして、御承知のように、先日、個人情報保護法の一部改正を含むデジタル社会形成整備法が成立いたしました。当委員会の所掌事務は著しく拡大し、それに伴って責任も大きくなると思っております。そのため、委員会として組織体制の充実・強化を図り、個人情報

報の適正な取扱いの確保を図るという当委員会の任務を果たすことで、国民の皆様の期待や信頼に応えていく責任があると承知をしております。

それを踏まえて、令和3年度においても、本日取りまとめる活動方針の下、しっかりと取組を進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

では、議事を進めます。

今の議題1、議題2に関して、特に修正の御意見等がないようですので、令和2年度年次報告（案）及び令和3年度活動方針（案）について、原案どおり決定し、令和2年度年次報告（案）につきましては、今後、閣議請議等の国会報告に向けた諸手続を進めたいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、議題1の「令和2年度年次報告（案）について」は、国会報告前の段階のものであることから、当面公表はしないこととし、国会報告後に公表することといたします。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、議題1の資料については後日公表することとし、議題2の資料については準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

では、そのように取扱いをいたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。